

## 越知町あんしん会食推進の店追加応援金実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県が実施する「高知家あんしん会食推進の店認証制度」(以下「認証制度」という。)の認証を受けた町内飲食店への追加応援金の給付について必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 追加応援金の給付対象者は、認証制度の認証を受けた町内にある飲食店を営業している事業者であつて、次の各号全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年2月16日までに認証制度の申請をし、認証をうけていること。
- (2) 認証制度における認証の取消し、又は認証の効力の一時停止をされていないこと。
- (3) 認証制度における認証後、その認証を受けた飲食店を引き続き営業している事業者であること。
- (4) 申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員)が越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年越知町規則第18号)第2条第2項第5号に定める暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

### (給付額)

第3条 追加応援金の額は、1事業者当たり5万円とする。

### (給付申請)

第4条 追加応援金の申請をしようとする事業者は、越知町あんしん会食推進の店追加応援金申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて令和5年3月6日までに申請する。

2 追加応援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

### (給付決定)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に給付する。

2 申請者への給付決定は、申請者の金融機関口座への振込をもって通知するものとする。

3 審査の結果、追加応援金を給付しない旨決定したときには、越知町あんしん会食推進の店追加応援金不支給決定通知書(様式第2号)にて通知する。

### (給付決定の取消し)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付の決定を受け、認証制度の承認が取消しとなった場合は、追加応援金の給付決定を取消す。

### (追加応援金の返還)

第7条 町長は、前条の規定により給付決定の取消しをした場合において、既に追加応援金を給付しているときは、期限を定めて、給付した追加応援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### (失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された協力金については、第6条及び第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。